

当社は、平成23年8月5日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用について決議いたしましたので、下記ご参照下さい。

記

■弊社 IRニュース（平成23年8月5日）

「株式の分割、単元株制度の採用ならびに定款の一部変更に関するお知らせ」

（ <http://pdf.irpocket.com/C2157/ydRw/n4St/i2UK.pdf> ）

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成 23 年 10 月上旬にお届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 平成 23 年 9 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 上記株式の分割に併せ、平成 23 年 9 月 1 日付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。大阪証券取引所における売買単位も平成 23 年 8 月 29 日をもって 1 株から 100 株に変更されます。
4. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きお願いします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 中央三井信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
0120-78-2031

以 上